

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成23年12月5日（月）

開 会 午前9時0分

**【議 事】**

末吉委員長

議案第91号及び諮問第1号、諮問第2号に関して、現地視察を行なう  
こととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩 午前9時03分

（※休憩中に荒幡富士市民の森、諮問第1号及び諮問第2号の審査のため、  
現地調査を行なう。）

再 開 午後1時0分

○議案第92号 平成23年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

【補足説明】 な し

【質 疑】

小林委員 窓口業務等委託料追加について、3人が常時窓口業務を行なうというこ  
とか。

石川国保年金 委託が常時3席となります。  
課長

小林委員 本来であれば、正規職員を置かなければならないと思うが、そういう考  
えはなかったか。

石川課長 現状では1席委託していますが、非常にスムーズに業務が行なわれてお  
ります。事務量が増加する中で、職員をこれ以上増やすのは難しいことか  
ら、窓口だけでも業務委託できればということで1席から3席に増やすも  
のです。

小林委員 この方たちの時給はいくらか。

石川課長 時給については、把握しておりません。あくまでも業務の委託という形

でお願いしております。

岡田委員

委託したことで何かトラブルはあったか。また、個人情報保護については、どのようにしているのか。

石川課長

今までトラブルというのは、ほとんどございません。守秘義務についてですが、業者についてはプライバシーマークを取得している業者ということで選定しております。来ている職員についても、個別に誓約書を書いていただくということで対応しております。

荒川委員

前期高齢者交付金について、歳入の80億円に対して納付金のトータルはいくらか。どのぐらい差があるか。

石川課長

納付金につきましては、トータルで1,262万7,000円です。交付金につきましては、80億6,493万4,000円でございます。

村上委員

この交付金は、出と入との調整として入ってくるのであって、いっぱい入ってきたから国保会計が潤い、国民健康保険税を上げる必要がないという類のお金ではないということか。

石川課長

前期高齢者交付金の制度趣旨は、国保会計だけの制度ではなく被用者保

険等を含めた日本中のあらゆる保険のバランスをとるという類のものでございます。基本的に国保会計においては、前期高齢者の被保険者が非常に多いです。それに対して、企業などが加入している被用者保険は現役世代がほとんどです。しかしながら、退職した方はそのほとんどが国保に入ってくるということになり、それぞれの保険の中で前期高齢者に係る負担の度合いの格差があるため、前期高齢者の納付金を1箇所プールしまして、そこから前期高齢者の人数に応じて交付金を出すというものです。国保会計においては、前期高齢者が非常に多いということで、出よりも入の方が非常に多くなるという結果になっております。ただ、この交付金につきましては、全て国保会計で前期高齢者等の医療費に充てるということでございますので、決して潤うというものではございません。

村上委員

今回、補正でトータル80億円となっているが、これは交付金が国保会計に入ってきて潤うということではなく、ほぼ同額が医療給付分として出ているということか。

石川課長

そのとおりでございます。

村上委員

あたかも交付金がいっぱい入ってくると、それがプラスになって国保会計を助けるので、保険料を上げる必要がないという議論とは次元が違うということか。

石川課長

基本的には別のものと考えております。

荒川委員

制度が変わる前は、人数ではなく医療費で精算されていたため国保会計が大変だった。それが加入数に変わったことによって、国保会計が楽になった代わりに被用者保険が大変になった。そのことについて、認識はしているか。

石川課長

保険間の不均衡を是正するという点ではおっしゃるとおりですが、国保会計全体の歳入と歳出の状況の中では、その均衡を図っていくために適切に保険料を算定しなければならないと考えております。

#### **【質疑終結】**

#### **【意見】**

荒川委員

窓口業務等委託料については、当初から行なうべきではないと指摘しており今でも変わりはありません。しかしながら、すでに議決されたものであることから、この段階においては認めざるをえないということで反対はしませんが、今後、十分な監視をしていただきたいと考え賛成いたします。

岡田委員

議案第92条に対しまして賛成の立場から意見を申し上げます。窓口業務等委託料の98万3,000円の追加について、昨年度より採用された

制度ですが、守秘義務も守り概ねうまくまわっていると思われます。事務  
量が増大する状況において、現行の窓口委託を1席から3席に拡大し、職  
員増ではない方法で対応していこうとするものであり、大変評価できるも  
のと考えます。本補正については、適正な予測に基づく追加であり事務改  
善等も図られていることから賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第92号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

○議案第91号 平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）

（市民経済部所管部分）

【補足説明】

能登市民経済  
部長

12月2日の本会議の議案質疑におきまして、市民文化センター運営費の施設改修工事における非常用発電機の保証期間と耐用年数につきまして質疑がございましたので、補足説明をさせていただきます。保証期間につきましては1年でございます。耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の機械及び装置の耐用年数表によりまして、耐用年数は15年でございます。

【質 疑】

村上委員

今回の市民文化センター施設改修について、今後は耐用年数を考慮した修繕計画をしっかりと立てて行なっていくのか。

本田コミュニ  
ティ推進課長

もともと長期の修繕計画の中に組み込んでおりましたことから、毎年の定期点検を通じまして、適切な時期を見極めてまいりたいと考えます。

村上委員

狭山茶緊急対策支援について、茶業協会に対する支援は所沢だけの取り組みか。近隣の自治体とは連携しているのか。

村松農政課長

正式に連携はしていませんが、そういう話はしております。入間市は茶

業協会に補助金を出すと聞いております。狭山市でも市が行なうと聞いて  
おります。茶業者同士が、そういった取り組みが必要ではないかという  
ころからきております。

村上委員 茶業協会では、お茶を栽培している面としての安全を確保したいという  
ことか。

村松課長 今回は、茶樹の中の状態を確認するということであります。所沢、狭山、  
入間それぞれのエリアごとの違いがあるのかどうかを含めて調べます。

入沢委員 具体的にいつ頃行なう予定か。

村松課長 春整枝といいまして、春のお彼岸である3月18日前後にお茶の木を刈  
り落としますが、その刈り落とした茶葉を調べるということになります。

荒川委員 サンプル採取は市が行なうのか、それとも提供してもらうのか。

村松課長 茶業協会の事業になりますので、茶業協会がサンプリングをいたしまし  
て登録検査機関に出すという形になります。

小林委員 この補助金34万2,000円は全額か。



村松課長 10分の10の補助事業でございまして、全額となります。

小林委員 県からの補助金の予定はあるか。

村松課長 所沢市等の動きをみまして、県としてもこういった調査が必要ではないかというような動きはございますが、今のところ、県が直接的に補助金を出すというようなことにはなっておりません。

荒川委員 茶業協会は東京電力株式会社に損害賠償請求をしているが、市が持ち出す補助金について、県が音頭をとって各市をまとめ、東京電力株式会社に働きかけるというようなことはないのか。

村松課長 この費用につきましては、交付税の風評被害対策費に計上しております。風評被害のために生産者団体等に支出する補助金についても、交付税の算定基礎の対象になるということでございますのでそうした対策はとっておりますが、直接的に東京電力株式会社の補償の対象になるかは今後の課題になるかと思えます。

村上委員 補助率が10分の10となっているが、根拠になる規定はあるのか。

村松課長

議案資料の48ページの根拠法令等の欄に所沢市農業振興総合対策要綱と書いてありますが、こちらの要綱により出しております。今回のケースにつきましては、茶業協会のソフト事業でございまして、活動費という捉え方をしております。それらにつきましては、補助率の規定は特になく決裁により行ないました。

能登部長

補足説明をさせていただきますと、茶業協会の予算、活動費は潤沢にあるというわけではございません。その上、3月11日に起きた東日本大震災による被害に遭われまして、非常に茶農家、茶商の方、皆さんが苦しんでおります。そのような中で、そこから出していただくということはなかなか難しく、今回については10分の10補助するという決まりました。

村上委員

10分の10の補助であれば、市の事業として取り組む選択はなかったか。

村松課長

今回は茶業協会からの要望ということもありまして、こういった形になりました。また、茶樹の管理の参考にしたいということで、茶業協会としての事業で行ないました。

入沢委員

サンプルの採取は、どのぐらいの量をとるのか。また、サンプルを採取

する際、市の職員は立ち会うのか。

村松課長

今回のサンプルは、飲用茶を計るわけではなく茶樹の状態を計るということでございます。通常の検査と同様、だいたい1キログラムから2キログラムが検体として必要だと聞いております。なお、サンプル採取に職員が立ち会うというようなことは考えておりません。

小林委員

市内25箇所で茶葉のサンプル採取を行なうのか。

村松課長

エリアとしましては、サンプリングということで三ヶ島、富岡、山口、北野等代表的なところをカバーするということでございます。

**【議案第91号市民経済部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 午後1時29分

(説明員交代)

再 開 午後1時31分

○諮問第1号 産業廃棄物処理業計画書に係る意見を求めることについて

○諮問第2号 産業廃棄物処理施設設置等計画書に係る意見を求めることについて

末吉委員長

諮問第1号及び諮問第2号については、関連しているので一括議題としてよろしいか。

(委員了承)

**【補足説明】**

中村環境クリ  
ーン部長

先日の議案質疑で、委員会で回答すると答弁した2点について、回答いたします。1点目の粉じんの発生する施設はどのぐらいあるのかということですが、今年の3月31日現在、市内においては12事業所に粉じん発生施設があり、その中でベルトコンベアや破砕機、ふるい、堆積場等の96施設が登録されている状況です。2点目の産業廃棄物のマニフェストが本市にきているのかということですが、産業廃棄物の許可は県の所掌事務になっていますので、県には排出事業者から最終的に前年度分のマニフェストの交付状況が報告されていますが、市にはマニフェストの報告は来っていない状況です。

**【質 疑】**

荒川委員

拡張する敷地の周辺200メートルまでの必要同意数は、何によって決められているのか。

梅崎資源循環 推進課主幹	埼玉県のと領で定められています。3分の2以上ということです。
荒川委員	受け入れるがれきの放射能汚染やアスベツトの調査については、県のと領で取り決めはないのか。
梅崎主幹	アスベツトについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で特別管理産業廃棄物について定められていますが、放射能についての定めはありません。
荒川委員	アスベツトの特別管理の責任は、事業所と都道府県どちらにあるのか。
梅崎主幹	特別管理産業廃棄物の処分については、排出事業者の責任となります。
荒川委員	法律に触れるか触れないかのチェックや、定期的な立ち入り検査などはあるのか。
高橋資源循環 担当参事	アスベツトは、普通の産業廃棄物とは別に特別に管理しなければならないという規定になっています。処分するために、処分について許可された業者に委託するのは、排出事業者の責任です。今回の諮問にあたっては、日本道路株式会社はアスベツトを対象としていないので、そういったこと

は載っていないということです。

小林委員

がれきがトラック等で運ばれてきて、成果物がまた運び出される。そういう時の粉塵が飛び散ること等も考え、養生をしっかりとしないなど、養生の決まりはあるのか。

高橋参事

今回の諮問に関しては、日本道路株式会社は廃棄物を出さず受ける方なので、施設の中の粉じんは法規制がかかりますが、運び出すときにはアスファルト等になっています。

大澤環境対策  
課長

大気汚染防止法の中で、一般粉じん発生施設というものがあります。そういうものについては、事前の届出の中で指導していきます。同様に、埼玉県生活環境保全条例でも指定粉じん発生施設が決まっており、同様の扱いで届出、指導をしています。

高橋参事

日本道路株式会社のベルトコンベアやふるいといったものは、粉じん発生施設としての届出がありますが、搬出についての届出はないと思います。

**【質疑終結】**

休 憩 午後1時42分

(※意見集約のため、協議会を開催する。)

再 開 午後1時58分

**【意見】**

末吉委員長

諮問第1号及び諮問第2号については、平成23年12月5日現地調査を実施し、協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と保全のため、事業者は関係法令に基づき、適切な対策を講じるとともに、保管基準を十分遵守すること。
- 2 現在、国民的な課題となっている放射性物質による汚染がれき等の混入の不安があるため、定期的な計測に努めること。
- 3 アスベストについては、自主的な検査を実施すること。

○議案第91号 平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）  
（環境クリーン部所管部分）

【補足説明】 なし

入沢委員

現地を見たが、木が生い茂って暗いという印象を受けた。日常的にどんな管理等をしているのか。

関谷みどり自然課長

はじめに車を停めて歩き始めたところに関しては、かなり明るい状況だったかと思います。また、奥に入ったところに関しては、榊や白檜が生い茂り、少し暗いところがあったかと思います。現在、このように順次管理作業を行っており、明るくするため作業を行っている最中でございます。

荒川委員

クヌギやナラは40年経ったら伐採すると現地で説明を受けたが、伐採について環境保護団体と認識は共通しているのか。

関谷課長

昭和30年代、40年代の雑木林は、15年から20年の周期で伐採しておりました。それは経済活動の一環としての行為であり、エネルギー源が木材から石炭、石油に替わったことにより、雑木林を切ることがなくなりました。このような状況を踏まえ、現在では、市民の森としての良好な環境の維持や、生物多様性の観点から、その適正管理手法を模索している最中でございます。なお、荒幡富士市民の森については、10年



ほど前に保全団体等との協議により、2,000平方メートルほど萌芽更新を行なっております。

松本委員

入間市には加治丘陵山林管理グループというNPOがあり、市が所有する山林をボランティアで定期的に管理している。所沢市にはボランティアで管理する団体はあるのか。

関谷課長

何団体かございまして、すでに市が所有している緑地を管理していただいているところがございます。新たに先日、みどりの基本計画の改定を行ないましたが、その中でパートナー制度を立ち上げ、市民の力を借りて進めていくとしております。

秋田委員

住宅が近くにあったが、落ち葉や暗い等のクレームが今まであったか。

関谷課長

荒幡富士市民の森については、あまりございません。他の市民の森については、市街地と接しているところもありますので、苦情をいただいたこともあります。

小林委員

倒木、幹折れ、枝折れの処理をするまで立ち入り禁止区域を設けているが、これがなくなるのはいつ頃か。

関谷課長	来年1月か2月が萌芽更新の時期には適しているものですから、2月中には完了したいと考えております。
村上委員	排ガス等測定分析業務委託料81万9,000円は、山元還元の関連か。
廣川東部クリ ーンセンター 施設課長	埋立処分するための放射線測定の関係と溶出試験の分析費用になります。
村上委員	山元還元の関連は、この予算の中でやるのか。
廣川課長	薬剤費と分析費用でございます。
村上委員	基準値未満だった場合、山元還元は受け入れてくれるのか。
廣川課長	山元還元は基準値が定められていないものですから、東日本地域の放射線問題がある程度落ち着かなければ、受け入れは再開されないものと考えております。
岡田委員	古着・単一素材プラスチック等リサイクル事業だが、これはビデオテープが増えているのか。

梅崎資源循環  
推進課主幹 詳細な分析ではございませんが、概ねビデオテープが8割から9割程度  
と聞いております。

岡田委員 回収拠点が14箇所では足りないと思うが、回収拠点を増やしてほしい  
という声はあるか。

梅崎主幹 今のところ、市民の方から増やしてほしいという声は伺っておりませ  
ん。

**【議案第91号当委員会所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 午後2時11分

(説明員交代)

再 開 午後2時12分

○議案第91号 平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）  
（当委員会所管部分）

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第91号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行なうことと決定した。

休 憩 午後 2 時 1 5 分

（※休憩中に協議会を開き、閉会中の特定事件について協議を行なう。）

再 開 午後 2 時 1 7 分

散 会 午後 2 時 1 8 分